

史料紹介 暇之記 ―下館藩主 黒田直邦による正徳三年の記録(四)―

酒入 陽子^{※1}

Historical Material ― *Itoma-no-ki* written by KURODA, Naokuni ―

Yoko SAKAIRI

The old document named "*Itoma-no-ki*" was written in 1713, by Naokuni KURODA, the Feudal Lord of Shimodate. This modest contribution of "*Itoma-no-ki*" assists in further analyzing the relationships between different regions in the Edo period.

KEYWORD : Historical Material, Edo period, Shimodate

はじめに

「暇之記」は、国立公文書館内閣文庫所蔵の江戸時代の記録である。

筆者、成立年ともに明記されないが、その内容から下館藩主黒田直邦による正徳三年の参勤交代時の記録であることが判明する。直邦は、將軍綱吉・吉宗に重用された大名で、政道書や儒学・和歌に関する書物や、儒仏神三教一致を説く「先代旧事本紀大成経」の注釈書「鳴鶴鈔」を記すなど、多くの著書を残す学者でもある。また、史料からは、当代きつての学者である荻生徂徠や林信篤らとの交流や、直邦の家族・親族との繋がり、そして直邦が見た下館地域の人々の生活や情景を伺うことができる。

本史料は、下館周辺の地域史史料としても、また当時の政治の中心にいた人物の記録としても、その史料価値は高い。正徳三年春より秋までの全記録のうち、紙面の都合により、これまで三回にわたって翻刻の紹介をしてきたが、今回は、同年七月十三日から史料の最後までを紹介する^二。

凡例

一、「暇之記」は、国立公文書館内閣文庫所蔵の写本を使用した。縦帳、七四丁。表紙に「暇之記」、内表紙に「いとまの記」と記される。

1. 読みやすくするため、原文に次のような修正を施した。
2. 変体仮名は平仮名に改めた。
3. 漢字は、原則として原文のままとしたが、異体字や旧字等は適宜残したものもある。
4. 意味判読上必要と思われる場所には、読点「、」を加えた。
5. 濁点・半濁点を適宜に施した。
6. 原本にある濁点には、傍点「・」を付した。
7. 慣用的に用いられているノ(して)・ム(より)、はそのままとした。㇀(こと)・㇁(とき)等は、平仮名に改めた。
8. 踊り字・繰り返し符号は、漢字は々、平仮名はゝ・ゞ、二字以

上はく・ぐとした。

9. 本文中に見える地名・人名・難解な用語等には、注番号(一)、二、三……)を付け、末尾で説明を加えた。

いとまの記

十三日 秋も夜さむになりゆくまゝ、むしのこゑも好まざりて、たゞならぬ萩か下葉も所せき露に夜な〜うつろふ月のつねよりも今宵はさやかにすみのぼりて、ねたむべき雲もみなふきはらひ、松の風さへたえてさびしきに、いとむかしいまの事にてくもりもなくうかびきぬれば、おぼえぬ事もなくながめかこちてふけゆくまし、世のうつりかはり、あるはなく、なきは数ぞふあはれなるなかに、おしみ奉りてもうへなきは、むかしのわか君の御うへならじ、みづからいとけなき時は母さとにおひたち三、称号をさへうけたりしよしありて、さきのわか君むまれさせ給ふよりつかへ奉り四、はじめて御みやまうでといふ事も御そへかたなもちて供奉に侍る五、又のとしの冬、西の御丸へうつり住せ給ひ六、やう〜五つの御としにならせ給へは、此程には御元服、御官位などにぎはしかるべき御事をだれ〜もおもひあふぎ奉るに、いかなる月日ぞ五月廿八日にかくれさせ給ふ、身のをき所なくかなしきはさるものにて、つぎ〜めでたき御代をうしなはせ給ひし、御すくせ七つたなき八事をのみ、

なげきおしみ奉る、わか君につかへ奉れば、みづから十四の時より常憲院九の御身ちかくまいりなれ侍るよし、あれはにやわか君かくれさせ給ふてのちも、折ふしごとにめしいでしか、又の年の春、御そばにつとむべき仰ごとありて一〇、ひるよるつかへ奉り、ふかき御めぐみの数〜は、かたるにも筆にもつくしがたし、たび〜禄まさせ、官位もす〜みて、身におはぬ四品にいたり、下館の城主にまでなさせ給ひぬ二、そのありし世の事をつく〜とおもひいづるに、かたじけなき御かげ〜とながら、人にすぐれ給へる事のみぞおほかめる、中にも孔孟のみちに御こ〜ろをそめ、伊川三のあとをしたはせ給へるにぞ、経義二三をもはらし給ひ、文章のかたはこのませ給はざりし、たひ〜御講尺などありしに、易を講せさせ給ひしをば、天下おしゆるぎてめでうやまひしかば、いふもさらなり、四書一四は三たびまでおしかへし講せさせ給ふを、みづからも二たびの頃よりか参り侍し、書をよませ給はんの御事ありしを、としをかし二五たてまつらぬこそ、いと御おしけれ、つねは御身ちかきものに、をしへのみちなどとききかせ給ふをのみ、又なき御たのしみとせさせ給ふ、みづからむまれえてねぶるものなればにや、御講釈のいと有がたき事を聞にも、又は御のう・はやしなど〜て、そう〜しき折にさへねぶれは、明くれこの事をしからせ給ひぬれど、いかにぞやありけん、今はさしもあらぬを、その時はおどろくまもなくねぶかりける、二なくめしつかはれし少将吉保朝臣にむつび、ゆく〜猶もつかへ奉れとて、吉

保が娘を妻にせよとの仰(言)ごときへ有ける(氣色)、かねて吉保が御けしきとりたるにもあらざりけらし、常に過たりとおぼしけるにや、なにはの事にもふくやかによしとの給はせず、ある時本庄何がしがいひしとて、もとの黒田信濃(七)がいふ、むま子(一八)の三五(一九)は、のちはたゞものならじ、わか二人の子ども、あるはいたためせこめすれども、よくしのびて、おさなきよりなくことなく、いなみ(二〇)もせず、くるしもおもはぬよし、かたりけるとなん、周幡(二)がいひしと、かく人のいへることによそへな(言)どしての給はず、かゝる事もみな御をしへごととなりけるにや、御ぐし(事)のこと、明くれ御めし物奉り、いづくへ出御ならせ給ふにも、御はかせに(参)まいりて、供奉に侍る、たくみに絵をかゝせ給ひ、大文字、またはしきしたんざくなどかゝせ給ふにも、御すゞりまいらせ、墨すりえのぐ(色紙・短冊)とゝのへなどしてまいらす、みづからと一人二人より外は、人にきかさ(調)せ給はぬ御大事などもしらさせ給ふ、折ふしは吉保が家へ出御ならせ給ひ、御講談ありてのち、家の史官の者ども、御前にて義論などするをも(後)きかせ給ふ(開)、ある時みづからも論者の列に有しか、論語の十有五而志于学(三)といふ章を論題として、何がしが論をあげるとき云、これ夫子の一生の事、大学の三綱領(四)にあつれば、三十四十は明德の事、五十は明德の至善なり、六十より新民の事、七十は新民の至善也など、何がしもさるものにて、長崎に久しくありてければ、こと葉の花ことほりの匂ひ(言)ありて、あざやかに(鮮)と(説)述ぶ、論席にふしんするものもなかりければ、

みづからにおもふ所あらばいへとの給はず、この章は夫子一生の徳にすゝみ給ふ事をの給へるは、かれがいふごとし、三綱領にあつべからず、あてゝいはく、明德の至善にてあるべけれど、新民の事にはあづからず、不踰矩と(至)ころにいたらねば、明德の至善にはあらず、耳順までは明德の至れるつるぐなれば、新民をばいかにいふにかあらんといへば、とかく(言)いへどことほりひらきがたくて口をつぐむ、また或時大学の明德を心性(言)情にあつれば、性といふべきぞ、門人朱子にとふに、明德は仁義礼智なるやといふとき、曰是也、とこたへられし、しかれば性と云によりどころ有と云、論衆みな伏せり、みづから云、しかはあらず、曰是也の語は、語類にみえたり、門人が性をあげて明德をとふにこそ外物ならねば、曰是也とはこたへられたれ、たゞ性は理のみ気をまじへず、明德といへば、明といふに気をかねたり、されば中庸には朱子注にも人物をひとしくとき、大学の明德におゐては、人の天にうる所として群物にゆるされず、人と物と性はおなじくて心にたがひ有、人の心は明德にして、禽獣にはたぐひせず、しからば明德をば心とこそいふべけれ、性はその中にありと云(三五)、かへらせ給ひて、みづからが義趣をほうびせさせ給ひぬ、御母の桂昌院(三六)の御前へも信濃がよしみにてめしいづ、この御いづくしみは(大半)たいはんかたなし(三七)、物たまはりなどする事は数にもあらず、ゆくすえの事までもの給はせ、又もしも心なくあやまちて教の御けしきたがふとも、わが身申なだめてえさせんなどまでの給はず、三之御丸へ出御なら

せ給ふときは、いつもの御祈りの師、護持院、護国寺、心休庵(二八)など、
つねにさぶらふ(侍)、かの僧たちにはたはふれ給ひ、仏道のつたなき儒道の
たう(尊)ときなどの給はすれば、僧たちは又仏道をあがめ、儒道ををろかな
りと御けしきをえてあらがひ申す、御はやしののちなりけるに、心休庵が
みづからをろうしてさきに舞たるに、すは八大龍王とうたふは、すはと
はなにとのかくぞ、いかなるころばへをいふにやと云、みづからこたへ
て、すはとはそぞやといふとおなじくいう、(同)にはかに物をさして、それ
よといふがごとし、長恨歌に、驚破霓裳羽衣曲といへるは、驚破(きやうは)とかい
てすはと訓ずといへば、心休庵がいふべきことはなきを、こよなう
わらはせ給ひし(二九)、かゝる事などかきつゞくれば、自讃に似たれど、こ
れは数にもあらぬ、自讃すべき事にもあらざるべし、たゞおもひつゞくが
事を、人のみるべき物ならねば、つれくなくさめて書つゞくるなり、
かへらぬ秋をはるかに思ひ、ちかくあふれば、はてくはむねふさがり、
なみだにのみむせかへり、月をみるさへうらめしけれど、いかゞはせん、
いねもやらず、

何くれとこゝろにし(見)のぶいにしへは

月ならでまたしる人もなし

雲はれてのこれる松の風だにも

たえてさびしき夜半の月影

秋興

處々ノ秋風 砧杵 急ナリ 凋傷 露底草 蛩鳴
月簷新 古一時ノ涙 野館 忝来 数日ノ情
昔ハ記ス 経筵 贅テ 刻レム 骨ニ 今ハ 非ナリ 歌管 倬テ 飛レス 聲ヲ
長ク 嘆ス 往ク者ノ 易シ 疎 遠ナリ 獨リ 坐ス 山樓 鐘 曉 更

注

一直邦の経歴を簡単に述べると、寛文六(二六六六)年、中山直張三男として誕生。初名直重。母方祖父、館林藩家老黒田用綱の養子となり、黒田姓を名乗る。幼少より綱吉に仕え昇進し、元禄一六(二七〇三)年、下館城主一万五千石(後二万石)の大名となる。綱吉没後、家綱、家継の両將軍下では役職から離れ、吉宗の代に再び重用され、享保一七(二七三二)年、上野国沼田城主(二万五千石)となる。享保二〇年没。なお、黒田家に関する記録は、上総古文書の会により編纂、発行されている「御明細録」(『御明細録—上総久留里藩主黒田氏の記録—』、二〇〇六年)、「雨城廻一滴」(『雨城廻一滴—上総久留里藩主黒田氏の記録—』、二〇〇九年)、「黒田家臣傳稿本」(『黒田家臣傳稿本—上総久留里藩主黒田氏家臣の記録—』、二〇一〇年)も参照されたい。

二「史料紹介 暇之記 一下館藩主 黒田直邦による正徳三年の記録 (一)」、「同 (二)」、「同 (三)」は、『小山工業高等専門学校研究紀要』四四・四五・四六号に掲載。また、「暇之記」と黒田直邦については、拙稿「下館藩主黒田直邦の暇—正徳三年「暇之記」に見える黒田直邦—」(『小山工業高等専門学校研究紀要』四二号、二〇一〇年)を参照いただきたい。
三母もとおひたち：黒田直邦は、母方の祖父黒田用綱の養子となったことから、母方で育っている。

四 先の若君：徳川綱吉の息子徳松のこと。直邦は、徳松の傳もりとなつてゐる。徳松は、延宝七（一六七九）年五月六日誕生、天和三（一六八三）年閏五月二八日、五才で没。延宝八年七月一二日、徳松が神田邸より大奥に入り、綱吉と対面した際、直邦は傳役として時服二領を拝領している（『徳川実記』同日条）。

五 「御明細録」延宝七年八月一三日に、「徳松様山王社江初而御參詣之節・供奉二而御登城、御老中方御列座、堀田備中守殿（後筑後守）上意之趣、被仰渡す、御時服二領御拝領」とある。（『御明細録』注一。以下同じ）

六 徳松は、延宝八年十一月二七日に西丸に入り、若君と称せられるようになった（『徳川実記』同日条）。

七 すく・せ【宿世】前世からの因縁。宿縁。宿命。宿業。しゆくせ。（『国』）
八 つたない【拙】運に恵まれないさま。不運である。不仕合せである。また、薄命であるさま。（『国』）

九 常憲院：徳川綱吉。

一〇 直邦は、貞享二（一六八五）年二月十一日に小納戸、十二月六日に小姓に任じられている（『徳川実記』享保二十年四月十五日条）。なお、「御明細録」には、延宝七年五月八日に「館林様御嫡子徳松様被遊御誕生二付、信濃守殿年来御勤勞ニ依而、以御外祖信濃守殿許御年十四歳ニ而徳松様御側江被為召出」、同年五月十三日に「徳松様御小姓被為蒙 仰、新規三拾人扶持御拝領」とあり、徳松の誕生後すぐに小姓となったことが記されている。

一一 直邦は、宝永元年一二月二六日に従四位下に叙せられ（「小姓黒田豊前守直邦従四位下に叙せらる」『徳川実記』同日条）、元禄一六年正月九日に下館城主となつてゐる（「小姓黒田豊前守直邦、水野隠岐守勝長共に五千石づゝ加恩あり、直邦は一万五千石になり、常陸国下館の城主になされ、勝長は一万八千石になりて、封地下館結城に城築くべしと命ぜらる」『徳川実記』同日条）。

一二 伊川：程頤のことを指す。【程頤】（一〇三三～一一〇七）中国、北宋の儒学者。号は伊川（いせん）。周敦頤（しゆうとんい）に学び、六経に精通し理氣二元論を立て、朱熹（しゆき）に大きな影響を与えた。兄の程顥（ていこう）とともに二程子といわれる。著「易伝」「伊川先生文集」など。（『デジタル大辞林』）

一三 経義：経書の意味、内容。経書の説く道理。（『デジタル大辞泉』）

一四 四書：大学・中庸・論語・孟子の四部の書。（『国』）

一五 かす：加える。増す。ふやす。（『国』）

一六 「御明細録」に元禄四（一六九一）年六月九日に「松平美濃守吉保殿御養女与御縁組之義以御懇之上意被為蒙 仰、御養女折井市左衛門政利殿御女」とある。また、柳沢吉保側室の正親町町子による、貞享二年から宝永六年に亘る吉保の半生を描いた日記文学である「松陰日記」にも、「土佐君（中略）御むこがねは、御所にしたしくさふらひ給ふ豊前のかうのどのなりけり。此五とせばかりあなた、御所の仰事にて、かしこに契をかせ給ひて、年へにけるを、ことし、わたし給ふべき御ようい有、二月九日のほどなり」とあり、將軍綱吉の命によつて直邦のもとに輿入れしたことがわかる。土佐子との婚約は、元禄四年、輿入れは同八年二月九日。（上野洋三校注『松陰日記』岩波文庫、二〇〇四年）。

一七 黒田信濃：直邦祖父の信濃守用綱のこと。

一八 むまご：孫のこと。うまごとも。

一九 三五：直邦のこと。直邦の幼名は三五郎。

二〇 いな・む【辞・否】（いなぶ）の変化した語）承知しないということを表わす。断る。いやがる。辞退する。（『国』）

二一 周幡：不詳。

二二 綱吉の柳沢吉保邸への御成りは、元禄四年に始まり、五〇回以上に及ぶ（『新訂寛政重修諸家系譜』柳沢吉保の項、続群書類完成会、一九六四年）。

二三 寛政重修諸家系譜：柳沢吉保の項、続群書類完成会、一九六四年）。

その際、幕閣や側近、僧侶など多数が供をし、綱吉と吉保、吉保一族や柳沢家臣との謁見や贈答が行われた。その他にも論語や大学、礼記、古典等の進講や討論が行われ、直邦も臨席を許されている（『徳川実記』、『新訂寛政重修諸家系譜』黒田直邦の項等）。

二四 十有五而志于学：十有五にして学に志す。「論語」為政第二の「子曰、吾十有五而志于学、三十而立、四十而不惑、五十而知天命、六十而耳順、七十而從心所欲不踰矩」を指す。

二五 三綱領：儒教で、根本原理としての三綱領のこと。宋の朱熹が、「大学」の綱領として三項目八条目として、三綱領は、明明徳（明徳を明らかにする）、親民（民を親しく愛する）、止於至善（至善に止まる）、八条目は、格物、致知、誠意、正心、修身、齐家、治国、平天下、とした。

二六 「大学」の明徳は、心か性かという問題について、綱吉は、元禄十二年

二月九日の吉保邸御成りの際に、荻生惣右衛門(徂徠)に問い、自らも弁じている(『徳川実記』同日条「御講義例の如くはて、こと更仰事ありて、家臣荻生惣右衛門大学の明德は心か性かといへる問義を立、細井次郎大夫、志村三左衛門、山東久左衛門、池田才次郎等、思くに是を辨ず、時にみづから其旨を辨晰し給ふ、次に猿樂等例にかはらず」。この日、直邦も柳沢邸に伺候している。

二六 桂昌院：綱吉生母、通称お玉の方。

二七 かたなし：その本来の姿や価値がこなわれてしまつてあとに残らない。あとかたもない。また、効果が無い。むだである。(『国』)

二八 護持院：東京都千代田区神田錦町にあつた真言宗の寺。元禄元年(一六八八)、徳川綱吉により、湯島の知足院を当地に移して護持院とした。開山は隆光。幕府の祈願所となつた。

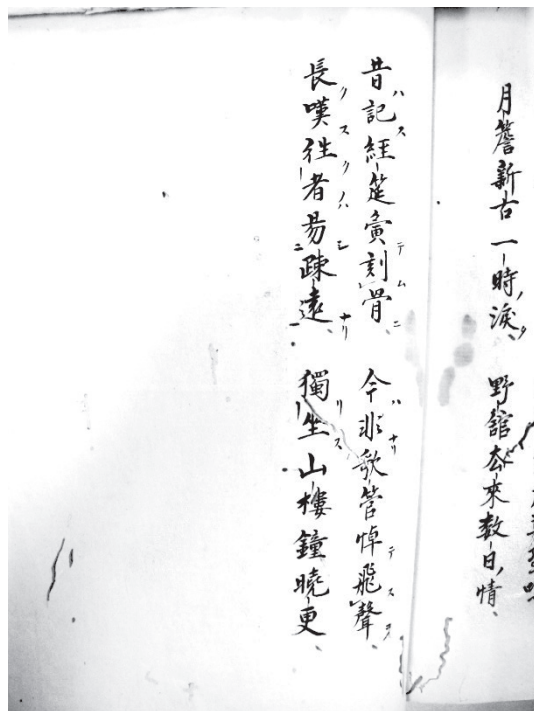
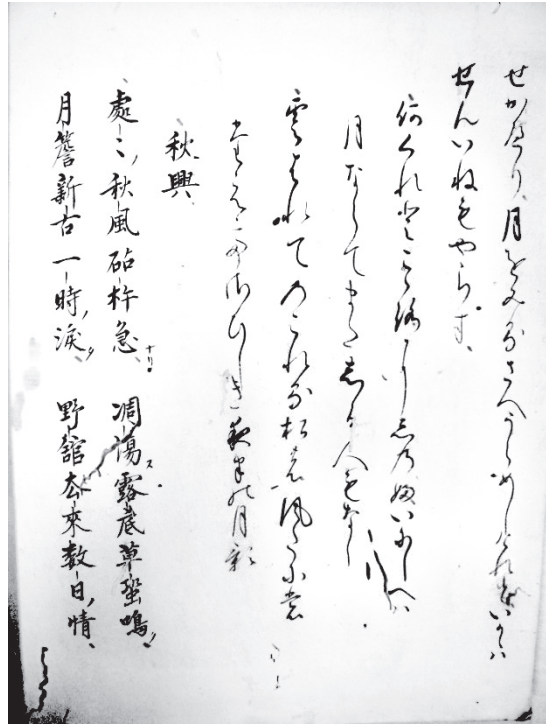
護国寺：東京都文京区にある真言宗豊山派の寺。天和元(一六八一)年、綱吉生母桂昌院の帰依を受けた亮賢僧正が開山となり創建された。

心休庵：不詳。

二九 霓裳羽衣の曲(げいしようういのきよく)は、唐の玄宗が楊玉環のためにつつたとされる曲。長恨歌の中にも「漁陽鼙鼓動地來 驚破霓裳羽衣曲」とあり、この曲名が見える。

※1 一般科 (Dept.of General Education) ysakairi@oyama-ct.ac.jp

【受理年月日 二〇一四年九月三〇日】



【「暇之記」の最後部分】



【黒田直邦墓】

多峰主山山頂近くにある黒田直邦の墓。墓は、小高くなった奥の部分で、石の柵に囲まれ自然石が置かれている。手前に見えるのは墓碑、さらにその手前に左右2基の灯籠が見える。墓碑には、「萬松院殿故中大夫拾遺兼豊前州大守丹治真人関道鉄直邦大居士 享保二十年乙卯三月二十六日」とある。



【黒田直邦の頌徳碑】

直邦の墓碑の右手前にある頌徳碑。太宰純（春台）撰ならびに書による。